

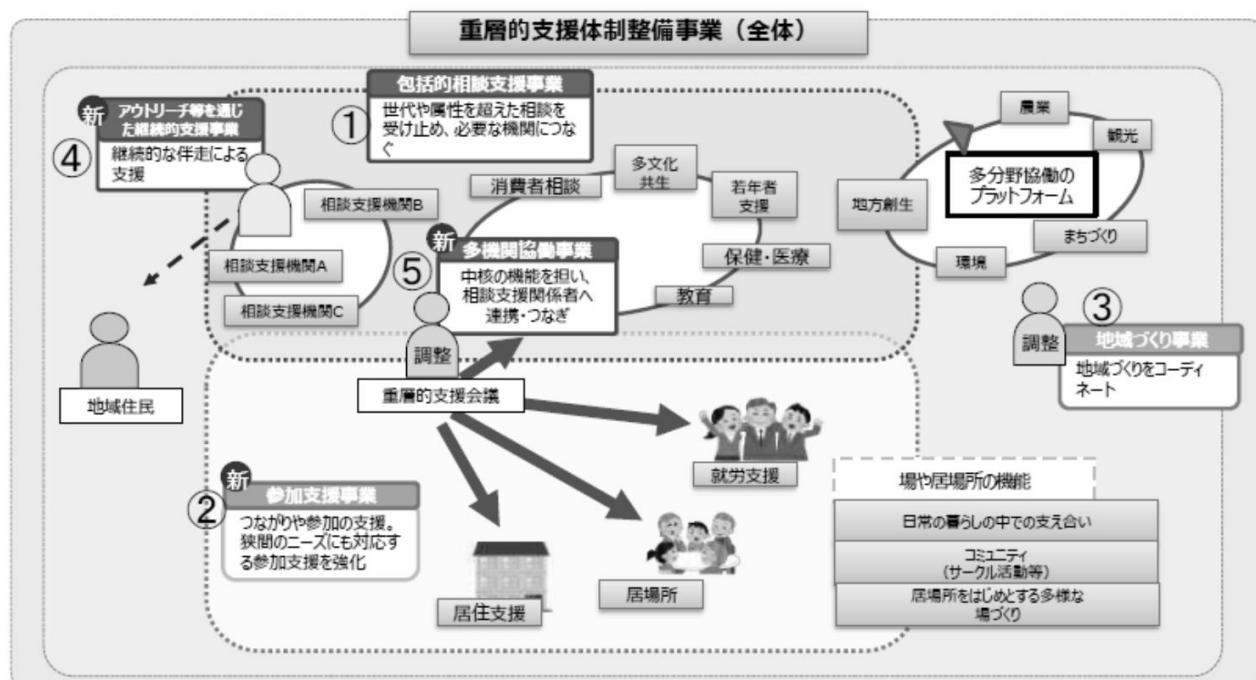
# 第三次坂出市地域福祉計画 <一部見直し案> 【資料4-3】

## 第4章 計画の推進

### 4 包括的支援体制の構築

本市では、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりが役割を持ち、地域の課題解決に主体的に取り組む「地域共生社会」の実現に向けて、平成29年度の社会福祉法改正の内容を第三次坂出市地域福祉計画の取組に盛り込み、推進しているところです。

令和2年6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制の構築を推進するための手法として、①包括的な相談支援の体制、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。



#### ① 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

- 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- 支援機関のネットワークで対応する
- 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

#### ② 参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）

- 社会とのつながりを作るための支援を行う
- 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

#### ③ 地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する

- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第4号）

- ・支援が届いていない人に支援を届ける
- ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける
- ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

⑤ 多機関協働事業（社会福祉法第106条の4第2項第5号）

- ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
- ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- ・支援関係機関の役割分担を図る

重層的支援体制整備事業は全く新しい支援事業というより、現在、高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野で実施されている事業を一体的に実施することで、近年増加傾向にある、分野をまたぐような生活課題を抱える地域住民に対し、行政、関係機関・各種団体、社会福祉協議会等が連携しながら支援していくための事業です。また、血縁・地縁といった共同体の機能が低下した今、地域社会の中でつながりを失い生活課題が深刻化してしまうケースを減らすため、地域や福祉分野、またそれ以外の多様な分野へのつながり作りも併せて実施していくものです。

本市においても、高齢・障がい・子ども・生活困窮の4分野を所管する健康福祉部4課（かいじょくぶ・ふくし・こども・けんこう課）内で協議を重ねてきました。

現在、複合的な課題を持つ世帯に対し、関係課および関係機関とケース会を開催するなど連携して支援しており、概ね包括的な支援ができます。

しかし、包括的支援体制の構築を強化するため、重層的支援体制整備事業によって各分野の事業を一体的に実施し、分野を超えた課題を抱える地域住民に対する支援をより効果的に実施することで地域共生社会の実現をめざしていきます。

○重層的支援体制整備事業実施に向けた今後の予定

令和4年度（1年目）準備会

令和5年度（2年目）移行準備事業（必須事業：府内連携・多機関協働）

令和6年度（3年目）移行準備事業2年目

令和7年度（4年目）本事業開始 ※地域福祉計画、地域福祉活動計画 初年度